



2020年2月25日

各位

会社名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高田 昭人  
(コード番号:6615 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長  
仙 波 陽 平  
(TEL. 048-724-0001)

### 臨時株主総会開催及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年1月29日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2020年2月13日を基準日と定め、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」)を開催する旨のお知らせをいたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び目的事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び目的事項

- (1) 開催日時 2020年3月27日(金曜日) 午前10時
- (2) 開催場所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 OLSビル大ホール
- (3) 目的事項

##### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役報酬決定の件

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

当社は、2020年3月27日開催予定の臨時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

新旧対照表

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文の記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第18条 (条文の記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>(削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③<u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>④取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第 21 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>④補欠の監査等委員である</u>取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②<u>取締役会</u>は、その決議によって取締役社長、取締役会長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、<u>その決議によって監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②<u>取締役会</u>は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役社長、取締役会長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定め ある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこ れを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役会長</u>に欠員又は事故があ るときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役 社長に事故があるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序 に従い、他の取締役が招集し、議 長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査 <u>役</u>に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。<u>取締役及 び監査役</u>の全員の同意があるとき は、<u>招集の手続きを経ないで取締 役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 (条文の記載省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定め ある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこ れを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に欠員又は事故があ るときは、取締役会においてあら かじめ定めた順序に従い、他の取 締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発 する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮すること ができる。</p> <p>②<u>取締役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締 役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わ ることができる取締役の過半数が 出席し、その過半数をもって行 う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (条文の記載省略)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文の記載省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u>  <u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>②監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (条文の記載省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2020 年 3 月開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>



(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2020年3月27日(金)

定款変更の効力発生日 (予定) 2020年3月27日(金)

以上